

# 刈谷知立環境組合地球温暖化対策計画書

愛知県地球温暖化対策推進条例第8条第1項の規定に基づき、令和元年7月29日に地球温暖化対策計画書を策定しましたが、令和2年7月22日に計画書の修正を行いました。

修正後の計画の概要は、下記のとおりです。

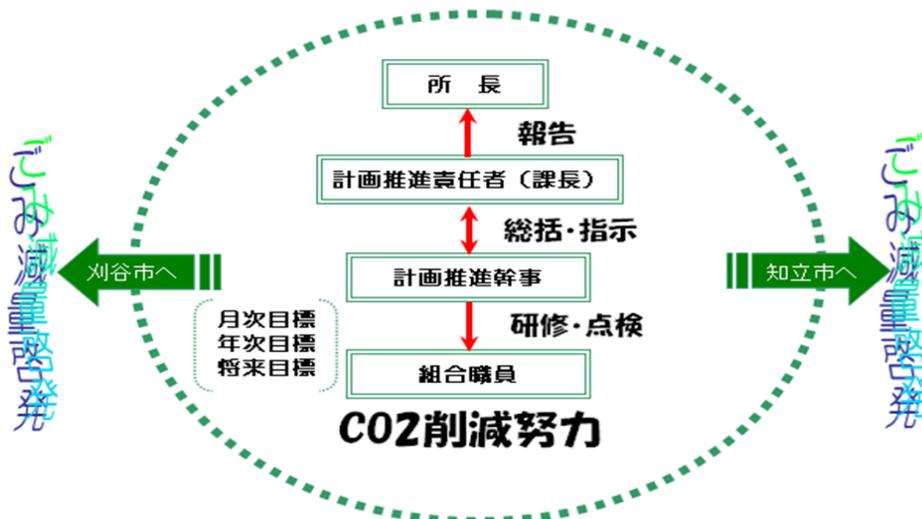
記

## 1 地球温暖化対策の推進に関する方針

当組合は、地球温暖化対策の重要性と組合に求められる社会的責任を踏まえ、当組合から排出される温室効果ガスの削減を図るため、計画推進責任者と担当者を明確にするとともに、組合職員と当組合から業務委託を受けている委託業者従業員の参加による管理体制を構築しています。また、組合を構成する刈谷市及び知立市と連携し、協働して地球温暖化対策の推進を図り、良好な地球環境を次世代に引き継ぐべく努めてまいります。

- ・施設の保守・点検を定期的に行い、良好で効率的な状態を維持します。
- ・施設の改修においては、点検結果を踏まえ、計画的に実施します。
- ・この取組方針、温室効果ガス排出抑制目標の順守状況について定期的に確認・評価を行い、取組の更なる計画、実施につなげます。
- ・組合の構成団体である刈谷市及び知立市と定期的に情報交換を行い、協働して取組を推進していきます。
- ・取組方針、評価手法について、定期的に精査を行い、必要に応じ見直しを行います。
- ・職員及び委託業者への研修や、地域への積極的な情報発信を行います。
- ・「刈谷知立環境組合実行計画エコアクション KC」の取組を組合職員、委託業者従業員ら全員で実行します。

## 2 地球温暖化対策の推進体制



## 3 温室効果ガスの排出の状況

(1) 温室効果ガス別の排出量(基準年度：2018年度)

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		②非エネルギー起 源CO <sub>2</sub> (③を除く。)	③廃棄物の原燃 料使用に伴う非エ ネルギー起源CO <sub>2</sub>	④CH <sub>4</sub>	⑤N <sub>2</sub> O
排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	—		24,014	—	—	—
温室効果ガスの種類	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF <sub>6</sub>	⑨NF <sub>3</sub>	⑩エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (発電所 等配分前)	合計(①~⑩)
排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	—	—	—	—	—	24,014

(2) 補整後の温室効果ガス排出量(基準年度：2018年度)

補整後温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	24,014
--------------------------------------	--------

4 温室効果ガスの排出の抑制等に係る目標

(1) 基準年度及び計画期間

基準年度	計画期間		
	第1年度	第2年度	第3年度
2018年度	2019年度	2020年度	2021年度

(2) 排出の抑制等に係る目標

温室効果ガス 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	基準年度比 削減率の平 均【目標】
	24,014	23,891	23,769	23,649	
	基準年度比 削減率(%)	0.5%	1.0%	1.5%	

(3) 目標設定の考え方

廃棄物焼却に係る非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量について、当組合においては、廃棄物の焼却による CO<sub>2</sub> が大部分を占めている。したがって、CO<sub>2</sub> 削減のためには廃棄物の減量化が重要となってくる。廃棄物減量対策については、構成市である刈谷市及び知立市が主体となって進めており、両市の一般廃棄物処理基本計画において今後の削減目標値等が定められている。

本計画の策定にあたり、両市の削減目標値に従って今後の廃棄物の搬入量が削減されるものとみなし、今後の目標値を定めた。